

令和7年度 飯田市職員採用試験実施要綱

【令和7年10月以降採用】社会人採用

行政職・建築職・土木職・行政言語聴覚士

令和7年4月25日

筆記試験は総合能力試験「SPI3」により行います。教養試験・専門試験はありません。

私たちの先輩は、豊かな発想と大胆な行動により、いつの時代も全国の地方都市に先駆けた取組を展開し、特徴あるまちづくりを進めてきました。時代の混迷に怯むことなく、毅然として課題解決にあたり、新たなまちづくりを進めなければなりません。

リニア開通後の大交流時代を見据えた飯田市総合計画「いいだ未来デザイン2028」の実現に向けて、平成30年3月に策定した「飯田市人財育成基本方針」において目指す職場～尊重・信頼・共感 全員でつくる『チーム飯田市役所』～を目指し、「結いの心」と「やわらかな発想」を持った職員を募集します。

受験申込受付期間
第1次試験

令和7年4月25日(金)～5月16日(金)午後5時15分まで
令和7年5月22日(木)～5月28日(水) ※期間内に受験



長野県飯田市総務部人事課

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地

電話：0265-22-4511 内線2142



Iida City
飯田市

飯田市では、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」といいます。）第17条の2第2項の規定により、令和7年10月1日以降採用予定の社会人採用（行政職・建築職・土木職・行政言語聴覚士）の職員採用試験を下記のとおり実施します。

記

1 採用の区分、採用予定人数、試験の区分、受験資格等

採用の区分	採用予定人数	受験に必要な資格又は免許	受験資格等
行政職	4人	なし	昭和61年4月2日以降の出生者で、国、公共団体、民間企業等における職務経験を3年以上有する者（※3）
建築職（※1）	1人		
土木職（※1）	1人		
行政言語聴覚士（※2）	1人	言語聴覚士の資格取得者	

※1 建築職又は土木職は、個人が有している資格や専門分野を考慮しつつ、主に建築分野又は土木分野に携わります。

※2 行政言語聴覚士の採用の区分で採用された場合、採用後において、言語聴覚士業務のほか、異動等により本庁又は出先機関における一般行政業務（事務など）を行うこととなります。

※3 職務経験とは、週30時間以上の勤務をした経験が該当（臨時職員としての期間を含む。）し、令和7年9月末までに通算で3年以上であることを要します。

なお、休業等（育児休業、傷病休暇等）のため業務に従事しなかった期間が1カ月以上ある場合は、その期間は職務経験には通算できません。

■ この試験を受験できない方

法第16条各号に規定する次のいずれかに該当する方は、この試験を受験することができません。

（下記※のア及びイを参照）。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 飯田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ ア 平成22年度職員採用試験から、外国籍（日本国籍を有しないことをいう。）の方の受験が可能となりました。

イ 外国籍の方は採用後、公権力の行使にあたる業務などは従事できません。

外国籍職員の担当業務について

「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、飯田市では外国籍の職員は次のような業務及び職に就くことができません。

- 1 公権力の行使にあたる業務について
 - ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ・市民に対して強制力を以って執行する業務
 - ・その他の公権力の行使に該当する業務
- 2 公の意思の形成に参画する職について
 - ・飯田市の行政の企画、立案、決定等に関与する職
 - ・基本計画の策定、予算査定、人事労務管理等に関与する職

2 試験の方法、内容、日時等

(1) 第1次試験

ア 採用試験の方法、日時等

採用の区分	試験の方法	内容	日時
全区分共通	①動画審査 (4分程度の動画提出) ②総合能力試験 (約2時間)	①受験者が提出した動画の審査 ②一般社会人向けの SPI3(文章の意味の理解力、論理的思考力、適性検査)	①受験申込受付期間内に、 下記「5 受験手続」によりインターネットで受験申込を行い、ナビゲーションに従って動画を提出(※1) ②令和7年5月22日(木)から令和7年5月28日(水)までのうち、受験者が指定する日時(※2)

※1…インターネットに接続されたパソコンまたはスマートフォンが必要です。提示された質問に対する回答をパソコンやスマートフォンなどであらかじめ録画し、エントリーシートの所定の場所にアップロードしていただきます。

※2…インターネットに接続されたパソコンで指定期間内に受検していただく「Webテスト」形式により実施します。受検手続の詳細については、受験申込受付期間終了後、受験申込時に記載していただいたメールアドレス宛に送付する電子メールによりご案内します。

イ 第1次試験合格者の発表

令和7年6月中旬頃まで(第2次試験実施まで)に、第1次試験受験者に直接通知します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者を対象に行います。

ア 試験の方法、日時等

採用の区分	試験の方法	内容	日時	場所
全区分共通	人物試験 (45分程度)	個別面接	令和7年6月下旬 (詳細は別途通知)	飯田 市役所

イ 第2次試験合格者の発表

令和7年7月上旬頃まで(第3次試験実施まで)に、第2次試験受験者に直接通知します。

(3) 第3次試験

第2次試験合格者を対象に行います。

ア 試験の方法、日時等

採用の区分	試験の方法	内容	日時	場所
全区分共通	人物試験 (30分程度)	個別面接	令和7年7月下旬 (詳細は別途通知)	飯田 市役所

イ 第3次試験合格者(採用内定者)の発表

令和7年8月中旬頃までに、第3次試験受験者に直接通知します。

(4) 健康診断及び受験資格調査

採用内定者を対象に、通常の職務遂行に必要な健康度についての健康診断及び受験資格の調査を行います。

3 採用決定から採用まで

- (1) 健康診断及び受験資格調査の結果に基づいて採用を決定し、採用内定者に直接通知します。
- (2) 採用予定日は、令和7年10月1日、令和8年1月1日又は令和8年4月1日のいずれかとなります。
- (3) この採用は法第22条第1項の規定による条件付採用であり、条件付で採用された時から起算して6か月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式採用とならない（免職となる）場合があります。
- (4) 採用決定を受けた方が、法第33条の規定に該当する行為その他の公務員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は、採用されません。
- (5) 受験申込時に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。

4 勤務予定機関、給与等

採用の区分	勤務予定機関	給与※1	
		初任給※2	手当
行政職	本庁、出先機関等	223,000 円	通勤、期末・勤勉、扶養、住居、特殊勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
建築職			
土木職			
行政言語聴覚士	保育所、本庁、出先機関等	239,200 円	

※1 給与は令和7年4月1日現在の内容であり、採用までの間に変更となる場合があります。

※2 4年制大学卒で民間企業職務経験3年の場合の初任給を例示しています。それ以上の前歴のある方は原則としてこれより高い初任給が支給されます。

5 受験手続

- (1) インターネットによる受験申込

ア 飯田市のホームページ (<http://www.city.iida.lg.jp>) の「職員募集関連情報」のページにアクセスしてください。

こちらの二次元バーコードからもアクセスできます →→→→→→→→



イ 上記アのページ内にある「申し込み方法」に従い、自治体求人サイト「パブリックコネクト」からエントリーをお願いします。入力内容等に不備がある場合受付できませんので、申込締切日までに余裕をもってエントリーをお願いします。

ウ 受験申込受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月16日（金）午後5時15分まで

- (2) 試験案内通知

ア 受験申込が完了しましたら、電子メールによりお知らせします。

イ SPI3の受検手続につきましても、別途、電子メールによりご案内します。案内メールが令和7年5月20日（火）になっても届かないときは、次の連絡先までお問い合わせください。

☎ 飯田市総務部人事課人事係（電話：0265-22-4511 内線2142）

○お問合せ時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

6 その他

- (1) この試験を受験する方の個人情報は、職員採用の目的以外には使用しません。
- (2) この試験について不明な事項は、飯田市総務部人事課人事係（電話：0265-22-4511 内線2142）にお問い合わせください。【お問合せ時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで】